

平成 18 年度行政監査（身近な公園個性化事業について）

19 監査公表第 12 号（平成 19 年 7 月 2 日付 福岡市公報第 5464 号公表）分

1 供用開始の告示について

監査の結果	措置の状況
<p>供用開始しながら公告等を行っていない公園については、速やかに公示されたい。</p> <p>また、今後、公園の供用開始に当たっての公告等については、関係法令等に則り遅滞なく行われたい。（指摘）</p>	<p>【措置済（H19.11.21 通知）】</p> <p>指摘された供用開始しながら告示を行っていない公園については、平成 19 年 3 月及び 9 月に設置の告示を行った。</p> <p>また、今後、公園の供用開始に当たっての告示については、関係法令等に則り遅滞なく行っていく。</p>

2 本件事業対象公園の用地の取得について

監査の結果	措置の状況
<p>土地開発公社からの用地の買取りを 3 年以内にすべきとしたルールについては、平成 17 年度以降に土地開発公社への依頼を行ったものに適用することとしている。しかしながら、本件事業対象公園で、土地開発公社に先行取得を依頼し、4 年以上経過しても本市に買取られていない公園用地については規模及び金額ともに大きく、買取りを遅らせることに伴う利子負担や公園用地の管理に係る委託料等の経費など、本市の財政に与える影響は大きいことから、当該公園用地の早期買取りに努力するとともに、今後、土地開発公社への先行取得の依頼に当たっては、3 年以内の確実な買取りを前提とした事業計画を策定されたい。</p> <p>また、公園の整備に係る工事については、通知に従い、土地開発公社からの用地買取り後に着手することを原則とされたい。</p> <p>さらに、土地開発公社の先行取得の有無にかかわらず、土地取得から整備完了</p>	<p>【措置済（H20.7.3 通知）】</p> <p>本件事業対象公園については用地の早期買取りに向けて重点的に予算の確保に努めている。</p> <p>現在、新たに土地開発公社に先行取得を依頼している箇所は舞鶴公園のみであり、本件対象となった身近な公園個性化事業では、平成 18 年度以降土地開発公社へ新たな先行取得の依頼は行っていない。</p> <p>また、土地開発公社が先行取得した箇所の公園整備については、買取り後の整備着手を原則とするよう、今後とも努めていく。</p> <p>（参考）</p> <p>監査時点で未買取り用地があった老司緑地については、平成 19 年 8 月に、昭代南公園については同年 12 月に、それぞれ全ての買取りが完了し、早期供用に向け整備工事に着手している。また、三苫浜中央公園についても、平成 19 年 12 月に全ての買取りが完了し、</p>

<p>までに長期間を要している公園については、早期供用による市民の便益の向上など、有効活用の観点から、早期の整備完了に向け努力されたい。(意見)</p>	<p>ワークショップ方式で設計を進めている。残る田村中央公園(平成 17 年度先行取得依頼)についても、平成 20 年度予算で買い取りが完了する予定であり、本件事業対象公園の買い取りが全て完了することになる。</p>
--	--

3 公園用地の管理について

監査の結果	措置の状況
<p>今後、速やかに敷地の一部について隣接地の所有者に無断で使用されている可能性が高い公園用地の不適切な使用の事実の有無を明らかにするとともに、不適切な使用の事実があれば、適正に対処されたい。(指摘)</p> <p style="text-align: right;">(みどり運営課)</p>	<p>【措置済 (H30. 2. 14通知)】</p> <p>不法占用の状況は認識してはいるものの、神社社務所として活用中であり、撤去等に係る資力も乏しいことから、即時の不法占有解消の実現は困難である。</p> <p>従って、社務所の建替えや大規模な補修時に不法占有の解消を図ることについて、地元町内会了解の下、平成 29 年 1 月 11 日付で本市と神社宮司の署名・押印による覚書(書面)の取り交しを行った。</p>

4 公園の管理について

監査の結果	措置の状況
<p>(1) 施設、設備の破損について</p> <p>公園施設などの維持管理に当たっては、劣化や破損の早期発見、早期対応を行い、利用者の安全や利便性の確保に努められたい。(意見)</p>	<p>【その他 (H20. 7. 3通知)】</p> <p>公園内施設の点検については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ①区及び(財)森と緑のまちづくり協会職員が随時行う日常点検 ②年間管理委託業者による年 3 回の巡回点検 ③遊具業者による年 1 回の専門的な遊具の安全点検を行っている。 <p>さらに、職員による日常点検を補うものとして、約 8 割の公園で結成されている公園愛護会が月 1 回以上調査点検を行っている。</p> <p>これらの点検を行いながら、公園施設の劣化や破損の早期発見、早期対策を行っている。</p> <p>なお、意見の対象となった都市整備</p>

	<p>局所管の公園は、地元の要望を受け、取り外したもので破損しているものではない。</p> <p>また、下水道局所管の公園は、当該局が立ち入り禁止の措置を行っている。</p>
<p>(2) 広告物について</p> <p>公園の広告物の管理については、非常に厳しい現状にあることは理解できるが、今後とも適正な管理に向け努力されたい。(意見)</p>	<p>【措置済 (H19. 11. 21通知)】</p> <p>不当な広告物の対応については、公園管理者において撤去等実施している。</p> <p>今後とも、巡回等を徹底し、撤去に努めていく。</p>
<p>(3) 公園愛護会について</p> <p>本件事業の対象公園は、地域の自治会等の団体から本市に対し、公園の新設、再整備などについての陳情が行われるなど、公園整備に対する地元の熱意が高いと感じられた公園であるため、公園愛護会が設置されるよう地域団体への働きかけに努力されたい。(意見)</p>	<p>【措置済 (H24. 8. 16通知)】</p> <p>本件事業の対象公園の愛護会設置については、ワークショップの参加者(団体)に対して呼びかけを行ってきた結果、その多くの対象公園において設置された。</p> <p>今後とも、対象公園の地域団体への愛護会設置の働きかけに努めていく。</p>

5 監査対象公園以外の公園も含めた管理等について

監査の結果	措置の状況
<p>(1) 公園台帳の整備について</p> <p>公園台帳については、関係法令等に基づき適正に作成、保管されたい。(指摘)</p>	<p>【措置済 (H24. 8. 16通知)】</p> <p>公園台帳を電子化し、平成24年4月から運用を行っている。</p>
<p>現在の公園台帳の様式はかなり以前から使われていることから、現在の使用方法や公園管理形態にそぐわなくなっている場合は、作成や保管の方法、使用しやすい様式、形態への変更も併せて考えられたい。</p> <p>また、公園の再整備等の計画を策定し</p>	<p>【措置済 (H24. 8. 16日通知)】</p> <p>公園台帳の電子化を行い、インターネットを通じて、情報共有できる公園管理システムを平成24年4月から導入した。</p> <p>それにより、ログインIDとパスワードを所持する関係職員および外郭団体で</p>

<p>実行するためには、正確な公園の現状を把握しておかなければならない。</p> <p>現状把握後も計画の見直しや適正な管理の実施のため、常に状況の変化に合わせて情報を更新していく必要がある。一方、公園台帳についても公園施設等の状況に変更があれば、訂正することとなっている。</p> <p>アセットマネジメント実施計画のための情報と公園台帳に記載する情報は、どちらも公園の現状を把握するためのものであるため、一元的に管理することについても併せて検討されたい。(意見)</p>	<p>情報共有できることとなった。</p> <p>また、ログインIDによりシステム権限を、「閲覧のみ」「閲覧、編集可」「フルアクセス」など分けることができ、適当な権限を割り振ることにより、リアルタイムの公園台帳を更新ができることとなった。</p>
<p>(2) 公園のゴミについて</p> <p>公園の美観のため、また、公園の清掃活動に携わる公園愛護会の構成員の意欲を維持するためにも、関係局等と連携をとりながら、効率的なゴミの回収のあり方について引き続き検討を進められたい。(意見)</p>	<p>【措置済 (H20.7.3通知)】</p> <p>ゴミの回収については、(財)森と緑のまちづくり協会から業者へ委託し、定期的な回収を行っている。回収は愛護会の清掃実施日との調整をとりながら、毎月予定を業者から事前に提出させ、回収日を決定している。</p> <p>しかしながら、雨等の理由により、清掃実施日はずれることから、回収日とのずれが生じ、回収に日数がかかっている。</p> <p>このため、直営の回収等効率的なゴミの回収について、環境局等の関連機関と協議を行っている。</p>
<p>(3) 公園に関する苦情、要望情報の管理について</p> <p>市民の苦情、要望を数値等にして客観的資料にすると、どのような問題があるのかや、その重軽の度合いが理解しやすく、市の関係する組織全体で問題を把握することが容易になってくる。また、どの問題を率先してやらなければならない</p>	<p>【措置済 (H20.7.3通知)】</p> <p>市民からの苦情、要望があった場合、作業実施の内容を区役所から森と緑のまちづくり協会へ指示するシステムを構築している。</p> <p>しかしながら、苦情、要望に関する情報を数値化するなど組織全体で問題を把握するまでには至っていない。</p>

<p>か等の優先順位の決定にも役に立つと考えられる。</p> <p>今後の公園管理に活用するため、市民から寄せられる苦情等の情報の集積、分析などを行うことについて検討されたい。(意見)</p>	<p>今後、当該システムを活用し、情報の集積、分析を行うこととしている。</p>
<p>(4) 公園の管理費用について</p> <p>今後も管理の対象となる公園数は増加していくことが予想される。今一度、既存の委託内容を精査し、より経済的、効率的な管理のあり方について検討されたい。</p> <p>また、市民との共働という観点から日常的な管理の望ましいあり方について検討するとともに、本市と自治会等の地域団体や公園愛護会との連携の強化を図られたい。</p> <p>さらに、今後、公園の整備に当たっては、公園の規模の妥当性、遊戯施設や休養施設、修景施設などの施設の必要性について、公園整備後の維持管理費など長期的な観点から十分検討されたい。(意見)</p>	<p>【措置済 (H21. 7. 31通知)】</p> <p>公園管理予算については、ここ数年の管理予算激減により、これまで、コスト削減の検討、実施や、管理項目の削除を含めた管理内容の見直しを行っている。</p> <p>その結果、公園の安全性、快適性を確保、維持する観点からこれ以上の管理費の削減は困難であるが、引き続き、委託内容の精査等を行っていく。</p> <p>また、効率的な管理のあり方については、平成20年度まで実施した地域内連携公園管理モデル事業の成果を踏まえ、平成21年度より地域内連携公園管理事業を実施していくこととした。</p> <p>今後の公園の整備に当たっては、公園の管理費と整備費の総合的なバランスを考慮し進めていく。</p>
<p>(5) 公園内での違法駐輪について</p> <p>違法駐輪は都心部(博多区、中央区)の公園で頻繁に見られる状況であり、今後、関係部局との連携をより強化し対応していくことが望まれる。(意見)</p>	<p>【措置済 (H20. 7. 3通知)】</p> <p>違法駐輪については、現在、関係部局(土木局道路管理課、自転車対策課、博多区、中央区等)と連携しながら、車止め等でバイク等が公園内に進入できなくなる等の対策を行っている。</p> <p>今後も関係部局との連携を強化しながら、対応にあたる。</p>
<p>(6) ホームレスによる不法占用等について</p> <p>公園は誰でも自由に利用できることを原則としているが、本市の施設が不法に占用されている事実及び市民の適正な利</p>	<p>【措置済 (H20. 7. 3通知)】</p> <p>本市公園のホームレスによる不法占用については、最重点課題であると認識しており、区役所との連携強化並びに保健福祉局等との連携を図り、自立支援に努</p>

用が制約されているという状況などから、このことは、公園の管理において重点的かつ早急に取り組むべき課題だと思われる。

今後、都市整備局、各区役所の連携強化を図るとともに、福祉施策との連携等により、公園の不法占用の解消及び公園利用の適正化のため、さらに努力されたい。(意見)

めている。

このため、博多区に平成13年度、専任の嘱託員を2名、15年度には専任主査を配置した。また、博多区を除く地域については、都市整備局に16年度、専任の嘱託員を2名配置し、公園のホームレスによる不法占用の是正指導を強化している。

また、平成19年8月に設置された「福岡市ホームレス自立支援推進協議会」において関係団体や機関相互の情報交換を行うなど、今後とも関係部局等との連携を図りながら不法占用等の解消に努める。